

輪島市監査公表第 22 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年10月29日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年10月19日（金） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 特定健康診査については、様々な手法を用いて受診率向上に取り組んでいることが伺われた。健診の結果、病気の早期発見・治療が、将来的に後期や国保医療費の抑制にもつながるので引き続き受診率の向上に努力されたい。
- 窓口業務においては、個人情報保護の観点から、本人を確認する書類を求める制度となってから4年経過したが、身分を証明するものが不足している方には、委任状・聴聞等を組み合わせて不便な思いをさせないような対応をしていることが伺われた。法改正等もあり外国人も窓口に手続きに来ることも予想されるが、サービス業の自覚をもち色々な事例に対応できるような体制で今後も市民サービスに取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし